

「包括外部監査結果に対する対応状況」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	県からの派遣職員と補助金等について	総務部	人事課	<p>当該派遣職員に対する給与は、本来は支給できないが、派遣法等の規定に従った派遣職員への給与支給のみが認められるのであって、地方公共団体には、派遣法等に従った給与の直接支給を行うか、それとも補助金等を派遣先に支給することによる実質的な給与負担を行うかの選択権があるわけではないと考えられ、よって、ここにいう人件費相当額を補助金等として支給することそのものが問題となると思われる。</p> <p>補助金の支給について、地方公共団体に広範な裁量権が認められているといっても、少なくとも派遣職員の人件費支給については、派遣法という個別法が制定されているのであり、現在の支給方式を見直される必要がある。</p>	<p>派遣法では人件費について補助金等で実質的に負担することに関し、否定も肯定もなされていないことから、本県の取扱いは同法に抵触するものではないと考えている。</p> <p>しかしながら、現在、他の地方公共団体で、派遣職員の人件費相当額の補助に関して係争中であることから、この裁判の状況や他の地方公共団体の対応等を注視してまいりたい。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	県からの派遣職員と補助金等について	総務部	行政システム改革課	<p>派遣職員に対する人件費負担の実態については、県あるいは派遣先公益法人等がHP等で公表している財務諸表等の資料からは、必ずしも明らかではない。職員派遣と派遣先公益法人等への補助金等の交付に関しては、実態が多様な上、県及び派遣先公益法人等において、十分な情報開示が行われているとは言い難いため、早急に情報開示のルールを整備すべきであると考ええる。</p>	<p>公益法人及び特殊法人(土地開発公社のみ)の情報開示については、「公益法人会計における内部管理事項について」及び「土地開発公社経理基準要綱」に基づき財務諸表等を作成し、閲覧又はホームページで公表しており、各法人は、基準等に基づき適切に情報開示を行っていることから、敢えて統一的なルールを整備する必要はないものと考えている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県職員互助会補助金	総務部	人事課職員厚生室	<p>職員といえども勤労者であり、勤労者に対する義務的な、必要な福利厚生事業というものは、雇い主である愛媛県が当然にすべきものである。しかしながら、人間ドック、身近な法律相談、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)、リフレッシュ助成事業、割引利用施設紹介事業、地域社会奉仕活動助成、生涯設計支援事業、各種給付金制度、各種貸付金制度は、雇い主が勤労者に対する通常必要な福利厚生事業以上のものという認識を持っており、愛媛県がそのようなことを行う互助会に対して補助金を出す論拠としては乏しい。</p>	<p>19年度から互助会への補助金は支出していない。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県職員互助会補助金	総務部	人事課職員厚生室	<p>将来、今までにない福利厚生制度の構築の必要性がでてきたならば、直接職員のために支出する制度を考えるべきであり、現在の互助会というものを仲介しての福利厚生制度は、その実態が互助会独自のものが、それとも愛媛県が行っているものか外から見てわかりにくい。透明性のある福利厚生制度という観点からしても互助会経由は廃止すべきと思われる。</p>	<p>互助会を経由して行っている福利厚生事業はない。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	私立学校運営費補助金(幼稚園特殊教育費補助)	総務部	私学文書課	<p>当該補助金は、幼稚園に在籍している障害幼児の数を基準として定額の補助金が交付される国庫補助制度であるが、県においては、最適な障害幼児教育を行っている幼稚園をモデルケースとして選定し、多くの幼稚園に推奨することによって、県民に広く同質の、より高いレベルのサービスが提供できるよう普及啓発に努める必要がある。</p>	<p>幼稚園に在籍している障害幼児に対して、より質の高い支援体制がとれるよう、20年度の補助金の交付にあたっては、個々の幼児についての「指導計画」及び関係者が連携して障害幼児を支援するための「教育支援計画」の作成添付を求めることとした。</p> <p>モデルケースの選定、普及啓発については、「指導計画」及び「教育支援計画」の中から優良事例を抽出し、個人情報に配慮したうえで、優良事例の普及啓発に努めたい。</p> <p>なお、20年度から県教育委員会が実施する「特別支援コーディネーター研修」に私立幼稚園教諭が参加し、障害幼児教育の質の向上に努めている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	総務部	私学文書課	<p>当該補助金は、子育て支援の取り組み促進に大きく貢献しているものと評価できる。本事業は地域社会が当然取り組むべき性格のものであるので、今後も財政状況に左右されることなく、本件補助金を継続するとともに、対象事業がより拡大することを切望するところである。あわせて、本件補助金による目的達成の度合いを適時調査し、必要な改善を措置する必要がある。</p>	<p>当該補助金の目的達成状況については、補助金の実績報告書の審査のほか、文部科学省が行う幼児教育の実態調査及び補助金の現地実績確認調査においても随時状況を確認しており、改善すべき事項については適宜指導している。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	補助金等の必要性・公益性について	総務部	行政システム改革課	<p>県は事務事業評価を行い、補助金等についても定量化しようとしているが、切り捨てられる勇気が発揮されにくく、部を超えた全県的な相対的比較はできる体制にはないのが現状である。</p> <p>現場経験をできるだけ多く積み、現場を知った上で、部や課を超えてそれぞれの補助金等、委託等の事業の必要性・公益性の質を比較検証しながら、単年度予算という括りから脱した中長期的計画の中で補助金等の支出を決定していくことを提言できる部署乃至は人材づくりが必要である。</p>	<p>効率的で質の高い、成果重視の県政を推進するため、事務事業評価を導入し、必要性・妥当性、有効性、効率性等の評価を行い、事業の見直しに取り組むとともに、予算施策評価を導入し、県関与の必要性、目標の達成状況等の評価を行い、施策の方向性や構成事業の見直しに取り組んでいる。</p> <p>また、限られた財源を優先度の高い予算施策へシフトさせ、全庁的な「選択と集中」を行うため、五役出席のもと財源配分会議を開催しており、21年度予算編成に当たっては、極めて厳しい財政状況の中、さらなる徹底した事務事業等の見直しを行い、60億円を削減したところである。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	市町移譲事務等交付金	総務部	行政システム改革課	<p>今後、権限移譲という形での業務の移管が進んでいくことを踏まえると、又「負担金、補助及び交付金」の支出を県として行うのであるから、権限移譲によって県に生じる時間的あるいは経費的な削減効果、その事務を市町に移譲することによって県が市町に支払うべき交付金、権限移譲により当該業務が減少する部分について業務を新たに担当して行い得る効果、等について整理し、費用対効果の分析をもっと積極的に行うべきではないのか。</p>	<p>市町への権限移譲は、地方分権の視点から、県民に身近な事務はできるだけ市町に移譲して、県民の利便性の向上を図るとともに、市町村合併に伴う市町の行政基盤の充実強化等を図ることを目的として推進している。</p> <p>当該交付金については、権限移譲した事務を処理する経費として、主として国から県へ交付される地方交付税を移譲先市町に再配分するという考えのもと、移譲した事務を処理するために必要な時間や事業経費を検証のうえ、国の地方交付税算定基準等に基づき算定し、事務を行う各市町に交付するものである。</p> <p>現在移譲を進めている事務は、担当課が分掌する事務の中でも、人役の小さな事務であり、新たな業務の創出や人員の削減に直接結び付くものは少ないが、今後、人役の大きな事務を移譲する場合には、県として人員削減等の分析は必要と考えている。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	松山空港国際化支援事業費補助金	企画情報部	交通対策課	<p>直通国際線の必要性が相当に高いはずでありながら、なお、搭乗率(利用率)が6割程度に留まり、県による補助金支出が必要な状態に陥っているのか、直通国際線がなければ、愛媛県のソウル、上海に対する国際化の途は閉ざされてしまうのか等について、早急に調査・把握する必要がある。</p> <p>その上で、県が財政負担をする必要があるのか否か検討すべきである。</p>	<p>定期国際航空路線(直行便)の必要性・効果について、再検討を行った。その上で、利用者の利便性向上はもとより県内経済の活性化と国際交流の進展に大きく貢献する本県の活性化にとって必要な路線であると考えている。</p> <p>県の財政負担については、それがなくとも路線が維持されることが最も望ましいが、航空会社による路線撤退によって失われる現在と将来の大きな利益と比較すると、現在の社会経済環境においては、必要な補助であると考えている。</p> <p>このため、20年度も補助を継続することとし、必要な額を2月補正予算に計上した。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	松山空港国際線ターミナルビル建設資金利子補給費補助金	企画情報部	交通対策課	<p>県に補助停止の裁量の余地はないとしても、いわゆる赤字経営になることは当初より十分予見されていたながら、週数本のみで運航であり、しかも搭乗率(利用率)が6割程度に過ぎない国際線が、県民にとって真に必要な不可欠の唯一の手段であったのか否か、この国際線がなければ、愛媛県の国際化は明らかに阻害される事態に至ったのか否か、国内路線(関空、成田、福岡線等)の増便や乗り継ぎ改善では対応できなかったのか否か、多角的な視点から真摯に検討し直す必要がある。</p>	<p>定期国際航空路線(直行便)の必要性・効果について、再検討を行った。その上で、利用者の利便性向上はもとより県内経済の活性化と国際交流の進展に大きく貢献する本県の活性化にとって必要な路線であると考えている。</p> <p>また、国内線の乗継については、直行便と同様の効果があげられないことはもとより、採算性重視の路線再編が進む中、県の要望する増便やダイヤ編成が実現する可能性は極めて小さいと考えている。</p> <p>このため、20年度も補助を継続することとし、必要な額を2月補正予算に計上した。</p> <p>なお、当補助金については、国際線ビルの収支が利子補給措置を講じなくても単年度黒字となった場合は廃止することとしている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	地域環境整備事業費補助金(コミュニティ施設整備事業)	県民環境部	県民活動推進課	<p>入札の原則的方法である一般競争入札が採用されておらず、また、落札率95%以上という違法の蓋然性を多分に含む多数の工事(46件、7.3億円)がなされている。</p> <p>本件における不当取引制限の有無についての調査義務は第一義的には市町にあるが、県は各市町に対して補助金の交付者として監督権限の行使や是正要求を行うことは可能である。</p> <p>業務の確認方法について、書類の入手と形式的な記載漏れの確認を行っているが、その内容に立ち入って実質的な確認がされていたとはいいがたく、補助金対象となる工事について、市町に入札状況、入札参加者等を確認して不当な取引制限の有無を検討し、さらには一般競争入札への移行を指導して欲しい。</p> <p>万一不当な取引制限の存在が確認された場合には、県が本来支出すべき補助金額以上のものについて、各市町に対し返還請求をするなど、適切な対応をすべきである。</p>	<p>市町における入札は、地方自治法の規定により定められた各市町の規則等に基づき、事業の規模等に応じた入札方法、手続きにより執行されたものであり、県においては、適正な手続きを経て契約が結ばれ、事業が完了したことを確認のうえ補助金を支出しているところである。</p> <p>なお、当該補助事業については、厳しい財政状況の中、事業の見直しを行った結果、市町が設置を必要とする集会所数のうち、約86%が整備済みとなり、所期の目的はほぼ達成されたと考えられることから、18年度は事業を縮小し、19年度限りで事業を廃止した。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県隣保館運営等事業費補助金	県民環境部	人権対策課	<p>本件補助金支出の目的は正当であって、その支出額については県に裁量の余地はないが、本来であれば、各県や各市町村等地域により、社会的事情や物価が異なるのであり、全国画一の金額水準を無条件に適用することは、不要不急の補助金支出を県に対し余儀なくさせる危険性はあるが、この点については、国レベルの改善を要望しつつ待たざるを得ない課題である。</p>	<p>関係地方公共団体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、厚生労働省に対し「隣保館の運営及び施設整備については、整備時期や地域の偏在性に十分考慮のうえ、財政的措置を講じるなど事業の推進に支障が生じないように配慮されたい。」との要望を行っている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県人権対策協議会補助金	県民環境部	人権対策課	<p>愛媛県人権対策協議会に対し500万円もの補助金を毎年支出していることから、常に協議会における各種支出の適正性を調査し把握する必要がある。 この場合、補助対象事業費の支出が適正であるか否かに限定して調査するのではなく、協議会全体の予算の用途について厳格な調査を継続的に実施することにより、目的に対する手段として必要最低限の額で協議会の事業が運営されていること、すなわち、補助金支出の必要性、緊急性、正当性を保証し続けることが必要不可欠である。</p>	<p>本県では、県人権対策協議会の定期大会など各種会議に要する経費 県下の支部活動を強化するための地域活動推進事業費 中央対策費 を補助対象事業として助成を行い、その執行状況については、担当者が四半期ごとに同協議会に出向き、支出伺い、支払伝票、領収書、帳簿、通帳等を調査し、適正に支出されていることを確認している。 事務局の運営費等については、独自の財源で賄うべきものであり、補助対象経費としていないが、会計監事による経理全般の監査が行われており、また補助制度の仕組み上、県が補助対象外事業を含む全般的な調査を行うことは適当でなく、監査人も報告書の中で「調査の過程で不当な抑圧を生じうる可能性が否定できなくはない」としている。 県としては、定期的な調査を通して補助対象事業費の適正な支出を指導・確認していくこととしているが、外部監査人の意見についてはこれを真摯に受け止め、同協議会の主体性にも配慮しながら、公金の支出について県民の納得が得られるよう努めることとする。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県簡易水道等施設整備事業費補助金	県民環境部	環境政策課	<p>工事費の数パーセント程度の補助が県民の福祉の増進にいかように寄与するものであったのか否か、当該目的を達成するために他に適切な補助のあり方は存在しなかったのか、他に必要な補助金は皆無であったのか、真摯に見直す必要がある。 当該補助金は廃止されたとしても、将来、同様の補助金支出が実施されることを未然に防止することができないからである。ただし、国庫補助制度の都合上、県は他の手法を選択する自由ないし余地はなく、本件補助金の支出は正当なものであると評価せざるを得ない。</p>	<p>市町村の実施する国庫補助簡易水道施設整備事業に対する、都道府県費の任意継足補助は、19年度、20都府県が行っている。うち6府県が事業実施の後年度の起債償還に補助しているほかは、補助率、補助の方法ともに、本県同様である。 県としては、県民のライフラインの根幹である水道施設の建設費に対して財政補助を行うことが最も適切で、事務手続上も、国庫補助事業と同時・併行して進めることができることから、現行の補助制度が、市町・県にとって最も合理的であったと考えている。 なお当該補助事業は、20年度をもって廃止した。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	浄化槽設置整備事業費補助金	県民環境部	循環型社会推進課	<p>本件補助金は、県民の健康で文化的な生活を営む権利の保障に大きく寄与するものであるから、引き続き計画的な整備を推進するとともに、財政的基盤の悪化を理由に一時的な補助金削減による補助基数の減少が生じないように配慮する必要がある。</p> <p>また市町レベルでは、現状における汚水処理施設の整備状況や公共用水域の水質環境の状況等の把握及び分析、評価等を実施したうえで、整備手法と併せ整備区域の設定を行うこととしているので、県は、市町による本件事業活動の推進状況を把握するとともに、必要に応じて管理監督する必要がある。</p>	<p>健全な水環境の整備のために、合併処理浄化槽の整備は必要不可欠であり、厳しい財政状況の中ではあるが、包括外部監査意見はもとより、市町要望及び県議会委員会要望等を踏まえ、予算確保についても十分検討し、合併処理浄化槽の整備が遅れることのないよう努めてまいりたい。</p> <p>また、各市町に対して、汚水処理施設の整備状況や公共用水域の水質環境の状況等の把握、分析及び評価を実施して、整備手法と併せ整備区域の設定を適正に実施することができるように、補助金申請ヒアリングなどにおいて、本件事業活動の推進状況の把握に努め、保健所等と連携して適切に管理監督していきたい。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	廃棄物処理センター運営費補助金	県民環境部	循環型社会推進課	<p>当該施設(エコニックス)の目的や必要性は相当なものと認められることができるが、そのために事実上、約30億円(償還金補助13億円、人件費補助2億円、無利子貸付金15億円)の資金を拠出することが妥当なのか、あるいは逆に、本件施設が県民全体の生活環境の改善・向上に資するであろうことに鑑みれば、県は30億円の資金負担が必要十分なのかについて、様々な視点からの分析・検討を継続する必要がある。</p>	<p>19年度時点では県が負担する資金は約30億円であったが、その後、循環型社会の推進による市町分のゴミの搬入の減にともなう収入の減や、原油価格の高騰にともなう燃料費の支出増などにより、収支が悪化しているため資金負担の増が見込まれる。</p> <p>これまでの資金負担は、センター存続のため妥当と判断してきたが、今後、更なる追加負担は、厳しい財政事情等を鑑みても困難な状況にある。</p> <p>現在、センターでは、経営状況の改善を図るため、当該施設(エコニックス)が全国でも数少ない高度処理(焼却溶融)施設である特色を生かし、通常の焼却や埋立てでは処理できない処理困難物を中心とした「民間の産業廃棄物の処理」を加味した経営に取組んでいるところであり、今後、低濃度PCB汚染物の処理に向けた検討を進めている。この本格処理が軌道に乗った場合には、資金負担が減る見通しである。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	廃棄物処理センター運営費補助金	県民環境部	循環型社会推進課	<p>エコニックスの経営状況からみれば、無利子貸付金の回収は相当に困難なものと推定できる。このため債務免除を実行する可能性があるが、その場合、債務免除益課税が発生する可能性がある。現状、16.5億円もの青色欠損金が存在するのであるから、当該青色の欠損金の有効活用を視野にいれる必要がある。当該青色欠損金を有効活用できれば、将来発生するであろう約7億円の税負担を軽減することが可能になる。</p>	<p>現在、経営状況の改善を図るため、当該施設(エコニックス)が全国でも数少ない高度処理(焼却溶融)施設である特色を生かし、通常の焼却や埋立てでは処理できない処理困難物を中心とした「民間の産業廃棄物の処理」を加味した経営に取組んでいるところであり、低濃度PCB汚染物の処理に向けた検討を進めている。</p> <p>この本格処理が計画どおり達成すれば、無利子貸付金の一部または全部の返還が可能となるため、青色欠損金の有効活用については保留している。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県国立公園清掃活動費補助金	県民環境部	自然保護課	<p>本事業は、国立公園の美化清掃活動を実施することによって、自然環境の清潔を保持し、来園者の快適な公園利用に供することを目的としているとのことであるが、仮にも国の負担及び県の補助等により、国立公園の美化清掃活動を行うものであることから、できるだけさまざまな人の清掃活動への参加が得られるよう、より一層努めるべきであり、将来、より多くの人々が自然保護思想を持った行動をとってもら(自然保護思想の普及、啓蒙)ためにも、より多くの人々の参加が得られる事業とすべきではないのか。</p>	<p>愛媛県自然保護協会に対し文書で、より多くの県民の参加が得られるよう積極的な取組を求めたところであり、同協会においても、事業実施会員に対し、同様の指導を行うとともに、事務局において協会HPを活用した普及啓発等を行うこととしている。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	民生児童委員・主任児童委員実費弁償費補助金	保健福祉部	保健福祉課	当該補助金は国の地方交付税交付金を財源としており、国の算定基準を大幅に上回る削減は、不適切である。県単独の補助金とは性質が異なるものであり、義務的な負担金に近い性質の補助金である。 県の財政難の状況を直視したとしても、公益性の観点からその支出の優先順位が高いことは明らかである。委員の活動は、無報酬である。活動の実費弁償について、職員の給与カット率を上回る大幅な削減は、非論理的である。	厳しい財政状況の中で考慮し、適切に事業の優先順位を考慮したうえで、積算し執行されたものである。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金設置事業費補助金	保健福祉部	保健福祉課	予定価額が高額であれば、その高額な水準で入札がおこなわれる危険性は十分に予想される。県は財産管理をする義務があるから、目的を達成するために必要最低限の価額を算出し、その上で、適正な一般競争入札を経由する必要がある。	目的を達成するために、「実施設計単価表」に基づき必要最小限の価格を算出し、適切な一般競争入札を執行している。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金設置事業費補助金	保健福祉部	保健福祉課	予定価格と実際の落札金額とが大きく乖離している点について、適正な入札が実行されたものと推認できる反面、予定価格の積算の甘さゆえに改善の余地があると指摘することもできる。第一義的には事業団において、予定価格の積算にあたってのより厳密かつ厳格な積算をする義務があるが、入札制度の改善改良に対して、県の監督責任および監督義務の適切な行使が期待される。	予定価格の積算について、「実施設計単価表」に基づき、厳密かつ厳格な積算が遂行されたものと認識している。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金設置事業費補助金	保健福祉部	保健福祉課	施設大型修繕に係る4.3億円の補助金の活用時期が未定である。現在は適切に保管されているようだが、預金担保等の手法を通じて、事実上、資金が転用・流用される危険性が完全に排除されているわけではないことに留意する必要がある。	現在は「施設整備等積立金」として適切に管理されているが、なお、社会福祉法人の監査において、基金の適切な管理状況を確認し、資金が転用・流用されないように努めたい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	結核医療施設運営事業費補助金	保健福祉部	健康増進課	当該補助金について、宇和島市の財政状況が必ずしも良好とはいえない状況のなかで、仮に宇和島市の財政支出が困難となる場合には、ただちに県が財政支援に出動できるよう準備しておくことが必要となる。また、国立病院機構を除く3病院についても、必要に応じて財政支援の出動の準備が必要である。 県民の安全かつ快適に生活できる権利を保障することは、県が当然担うべき義務であって、本件結核医療施設運営については政策医療の一環として対応すべきものである。	宇和島市は、地域住民のニーズに対応するため、20年10月開院の新病院に自ら結核病床を設置・運営しており、その意味で、同圏域における最小限度の病床確保という補助金の目的は達成されたと考えられる。その状況下において、同市への追加的財政支出は、結核病床を有する他の医療機関(国立1、県立2、市立1)との公平を欠くことになる。 なお、県では、基準病床数の確保、感染症医療に関する指導等により、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう努めている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	乳幼児医療費助成金	保健福祉部	健康増進課	当該助成金について、県が本件補助金交付要綱を設定している趣旨に鑑みれば、県は各市町において本件制度が適切に運用され、県民の期待と要請に十分応えられているか否か、実質的な調査をすべき義務があるものと思慮するところである。したがって、実質的な審査ができるよう、各市町の運用に対する調査のあり方を検討する必要がある。	乳幼児医療費助成制度については、県内全ての乳幼児を対象とした制度であり、県補助金交付要綱のもとに各市町が独自の運用を行うことなく適正に執行されている。また、制度の周知については、県及び市町が広く県民に実施しているところであり、県民からも不適切な取扱などの意見はいただいていない。今後とも、市町や医療機関等と連携を密にし、県民に対し適切な対応を行いたい。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	地域生活支援事業費補助金	保健福祉部	障害福祉課	<p>事業計画による交付申請を検証して決定し、実績報告に基づき精算支払をしているが、市町の行っている支援事業について特に検証しているわけではない。</p> <p>18年度で126百万円を超える額を支出しているのであるから、市町の行う支援事業について、市町がその補助金の支出先において補助金の使途目的通りの活用がなされているかどうかについて調査・検討しているかどうかを何らかの形で検証するシステムを持つべきではないか。</p>	<p>地域生活支援事業における市町事業ごとに、補助金が適正に執行されているかのチェックリストを作成し、市町からの事業実績報告にあわせチェックを行い、特に疑義があれば、適宜、必要書類を提出させ調査を行うなど、適正な補助金執行に努めてまいりたい。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	心身障害者扶養共済制度推進事業費補助金	保健福祉部	障害福祉課	<p>県は財政難を理由に一般世帯に対する補助を廃止する方向を示しているが、市町民税を支払っている一般世帯にも所得の低い世帯とそうでない世帯があり、当該制度の目的は格差の是正にも有用であると思われる。障害者を持つ一般世帯に対して一律にカットするのではなく、所得に応じたより柔軟な対応をすべきと思われる。</p>	<p>加入者掛金の引上げ等、国の制度改正に伴い、県が市町と行っている掛金助成のあり方を検討したが、現下の極めて厳しい財政状況においては、これまでどおりの掛金助成を継続することは困難であり、見直しを行わざるを得なかった。</p> <p>見直しに当たっては、生活保護世帯や市町民税非課税世帯の低所得者世帯に配慮したうえで、「一般世帯」については、今後、段階的に助成を縮減することとしたものである。</p> <p>加入者の心情を考えると、今回の見直しはまさに苦渋の選択と言わざるを得ないが、加入者に対しては、見直しの趣旨を丁寧に説明し、理解が得られるよう努めているところである。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	重度心身障害者医療費補助金	保健福祉部	障害福祉課	<p>多額の補助となっているが、医療費ということもあり、国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等の審査があり又交付先が市町ということもあり、特に市町がどのようなチェックをしているかといった支出の検証をしているわけではない。</p> <p>国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等及び市町イコール間違いないという感覚は持たずに、少なくとも支出の正当性について市町がどのような検証をしているかという検証システムを検討する必要があると思われる。</p>	<p>20年度から、各市町が行う重度心身障害者医療費助成事業に対して、「重度心身障害者医療費公費負担事業補助金検査」を実施している。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	心身障害者共同作業所運営事業	保健福祉部	障害福祉課	<p>サンプリングした各施設の現状を事業報告からみだが、通所している障害者の障害の程度、人数に合わせた各施設のやり方による事業所運営がなされている。</p> <p>これを 法人設立 10人以上の利用者 地域活動支援センターを通じての運営補助という「枠」を設けての新体系への移行は、現実的でないし、むしろ、それぞれの施設に応じた小規模・個人経営でもそれぞれの個性的な事業所運営をしてもよいと思われる。</p>	<p>小規模作業所が、障害者のニーズに応じて十分なサービスを提供するためには、地域活動支援センター等の新体系に移行し、運営基盤の強化を図ることが望ましいと考えている。</p> <p>新体系に移行するための要件は、国において定められており、基準は遵守する必要があるが、事業内容については、創作活動や生産活動など、それぞれの施設に応じた運営を行うことが可能である。</p> <p>なお、新体系に移行しない(移行できない)ところは、引き続き小規模作業所として残るが、市町の運営費補助を受けながら、それぞれの施設に応じた運営を行うことが可能である。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	介護保険事業費補助金	保健福祉部	長寿介護課	補助金等の使途が目的通りに使用されているかについての検証について、障害者ホームヘルプサービス軽減措置の事業については、愛媛県国民健康保険団体連合会の審査に、又社会福祉法人等による軽減措置、離島等特別地域加算軽減措置の2つの事業は市町に任せているが、少なくとも支出の正当性について市町や県国保連がどのような検証をしているかという検証システムを検討する必要があると思われる。	市町に対して、軽減措置を行った補助対象事業所のサンプリング調査を行うように指導し、市町に対する技術的助言の場において、その状況を確認することとする。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	介護給付費県費負担金	保健福祉部	長寿介護課	高齢化社会における介護給付費は上昇の一途をたどり、その金額は多額になっている。各市町に対して介護保険法、地方自治法及び愛媛県介護保険市町(保険者)技術的助言実施要綱に基づき検証しているが、介護保険財政の厳しい市町その他、各市町において大きな課題があるように見受けられた。 今後とも、その給付の適正化に向けて県は市町に対して、さらに積極的な指導をすることを期待する。	市町の介護給付適正化に向けた積極的な取り組みを促すため、19年度に「愛媛県介護給付適正化プログラム」を策定したところであり、20年度以降、その評価・分析を行うなどして、さらに積極的に市町に適切な助言をしていく。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	明るい長寿社会づくり推進機構運営費補助金	保健福祉部	長寿介護課	県は、県及び市町の「老人クラブ等活動」について補助を行っているが、当該補助金も老人の生きがいのための支援事業である。この事業と正しく地域に密着しているであろう老人クラブの係わりが明確でなく、それぞれ別々に機能している。統合して事業を考えるべきではないか。	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進という目的は同じでも、高齢者の団体である老人クラブの自主的な活動に対する支援と、高齢者全般に対する支援ではその性質が大きく異なり、統合は困難である。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	明るい長寿社会づくり推進機構運営費補助金	保健福祉部	長寿介護課	この事業を愛媛県社会福祉協議会に任意団体である「明るい長寿社会づくり推進機構運営協議会」を設置して行うことについて、より公平に見た場合、疑問が残る。老人クラブ等を積極的に活用して各老人の自主的参加をもっと募り、地域に根の生えた大学校やねりんピックにしていく努力が望まれる。	老人クラブは高齢者の加入率が3割弱であり、その事務局体制も小規模であることから、高齢者全般を対象とする当該事業の実施については、県下全域をカバーする組織がしっかりしている愛媛県社会福祉協議会が適当である。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	在宅福祉事業費補助金	保健福祉部	長寿介護課	在宅介護支援センター等について、県の直接の支出先は、市町であるが委託の場合の最終支出先は民間業者である。これらの支出先について監督責任は市町にあるが、県はそれらの監督指導の責任があるが、現状の補助金支出に対する県のチェックの方法と方針を見てみると、不正回避のリスク評価と十分なチェック体制の構築に対する取組みが不十分である。 介護保険法に基づく技術的助言にあわせて、委託先に関する市町の調査確認状況を把握し、抜き取りで個別の委託先への支出の確認を実施する等のチェック体制を構築すべきである。	当該補助金については、18年度で終了となっているが、在宅介護支援センターに代わる地域ケアシステムの中心的な機関である地域包括支援センターを支える交付金である介護保険地域支援事業交付金について、20年度から実地調査を行うこととしている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金	保健福祉部	長寿介護課	(財)愛媛県老人クラブ連合会は、単位老人クラブの運営財源を賄う目的で、特別会計で積み立てられていた21世紀活動基金97,838千円のうち19,420千円を18年度に市町連運に返金している。財政難を理由として県の補助金が急激に削減されたことが、結果的に老人クラブの基金を取り崩さざるを得ない状況になり、老人福祉法に定められた自治体の援助努力義務の面からみても大いに疑問である。	老人クラブに対する助成については、18年度まで削減傾向にあったが、19年度には健康づくり関連での拡充を図ったところである。超高齢社会における老人クラブの重要性は十分に認識しており、今後とも可能な限り支援に努めていく。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	松山港利用促進協議会負担金	経済労働部	産業政策課	18年度は専任の臨時職員の廃止や、事務費の削減等を行っているが、協議会長が体調を崩し、事業を十分に実施できず予算支出12,047千円に対して決算支出3,282千円となっている。組織の機能が特定の人に依存し、業務の遂行がその人次第であったことは問題であったと思われる。	19年度以降は、新会長が就任し、計画どおりの事業を順調に実施しているが、事業の実施に当たっては、状況に応じて、副会長や事務局による弾力的な対応を行っている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	松山港利用促進協議会負担金	経済労働部	産業政策課	国際定期貨物航路の開設、コンテナ貨物取扱量の増加が図られているが、松山港は、ここ数年、取扱量が頭打ちになってきていることに対しては、ポートセールスを推進する上で今までの方法がいいのかどうか検討する必要があるのではないか。	20年度には、従来のやり方によるポートセールス、ポートセミナーの実施に加え、荷主に対するインセンティブ事業の創設、航路誘致を担当する航路誘致・集荷マネージャーの委嘱、県内企業貨物動向調査の実施など、これまでと違った手法による新規事業を取り入れており、これらを通じて、新規航路の開設、貨物量の増加につなげたいと考えている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	国際見本市開催事業費負担金	経済労働部	産業政策課	当該負担金は、18年度で廃止されているが、県には過去に見本市等に参加した受益者が、「国際競争力強化」を達成し、県の「産業国際化」施策に対していかに貢献しているのか、追跡調査し、改善すべき点は改善を勧告する義務がある。また今後、同様の補助金が予定される場合には、効率性に関する厳密なコスト分析を通じて必要最低限であること等、地方自治法が求める各要件の保証をなすよう配慮する必要がある。	本県における産業国際化につなげていくため、見本市参加企業をはじめとする県内各企業に対し、県が実施する産業国際化関係事業を幅広く紹介し、その活用を促しているところである。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛FAZ支援センター運営費負担金 平成19年度からは、「ジェットロ・愛媛産業国際化センター運営費負担金 愛媛貿易情報センター運営費負担金	経済労働部	産業政策課	当該補助金及び負担金は、国の通知に基づき支出され、県の裁量の余地はないのであるから、支出に対する効果を追求することが重要な課題となる。したがって、県民及び県下の事業者に対して、広くセンターの存在を周知するとともに、その活用を促進するよう配慮することが必要である。 あわせて、より効率的な県内企業への支援や対愛媛投資促進を行うために県が行う他の国際経済交流事業等との関係を、全体的包括的な視点から見直すとともに、国際化事業をもっとも効率的、効果的かつ公平性に反することがないように推進していく必要がある。	「ジェットロ・愛媛産業国際化センター」及び「愛媛貿易情報センター」は本県における産業国際化の中核を担う組織であり、県においても、さまざまな機会を捉えて積極的にPR等を行っているところである。 今後とも利用者の立場に立った相談・情報提供等が行われ、県民及び県内事業者の活用が促進されるよう、関係機関との連携・協力を密にしたい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	地域若者サポートステーション運営支援事業費補助金	経済労働部	労政雇用課	この事業が当初の目的通りになされているかについての確認はできていた。 18年度の8ヶ月の事業実績では、ニート支援の課題を分析し次のステップにつなげることまではできなかったが、この事業が目指す先はニートの実態を、理解、又分析して次へのステップがなされるためのものであり、又愛媛県のニートの割合等からして、県としてさらなるステップとなる具体的方策を検討し、事業化していかなければならない。	えひめ若者サポートステーションでは、ニートの状況を踏まえながら、効果的な支援プログラム(合宿研修等)を新たに取り入れるとともに、引きこもりの若者を抱える家族のニーズに応え、訪問相談を開始するなど、事業の改善に努めている。 また、相談件数の増加に対応するため、地域若者サポートステーションを増設できるよう国へ働きかけを行っている。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	認定訓練助成事業費補助金(運営費)	経済労働部	労政雇用課	現在の補助は、当該職業訓練の運営費の一部について補助率を決めて支出しているが、個々の労働者の訓練への参加、訓練の実施をすることに対するものである。しかしながら、訓練成果、例えば技能検定等のあるものについてはその可否を考慮して補助率の増減をすることにより、事業主側に労働者の能力アップ努力をより期待できるのではないが。	補助基準を満たす認定訓練施設に対し、一律に補助を行うことを見直し、県による支援が特に必要と認められる訓練に対し重点的に助成する方式に改めた。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県建設業離職者対策推進事業費補助金	経済労働部	労政雇用課雇用対策室	本件補助金の費用対効果について、そもそも当該事業を仲介として就職がなされたわけではなく、求職をする人のために公共職業安定所があり、さらに就職情報誌等の情報を見て離職者が、職安を通じて、あるいは自ら企業に問い合わせた訪問をして面接を受けて就職が決まるのが普通である。 また、相談員が企業訪問して求人開拓することも、求人する側の企業は面接等で就職希望者の人となり判断して就職を決定するのであるから、余り効果がないと思われる。	当該事業は、業界内での労働移動が困難となり他業種への再就職を余儀なくされている建設労働者に対し、公共職業安定所への求職申込みや面接への同行、履歴書の記入や面接の受け方などの講義といった決め細やかな支援を実施してきた。 更に、相談者の希望する業種や地域に応じて求人開拓を実施するなど、建設業離職者の希望に応じた再就職ができるよう支援をおこなっており、アンケート結果でも「役に立った」と言う回答が7割を超えるなど、事業の効果は十分であったと考える。 なお、当初の目的が達成できたことから、19年度をもって、当該補助事業を廃止した。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県建設業離職者対策推進事業費補助金	経済労働部	労政雇用課雇用対策室	結果としてではあるが、東・中・南予で担当した相談員等の活動差が著しい(ちなみに給与は同じ)。	相談員は、管轄区域内の各支部を巡回して行う職業相談や、離職者が希望する再就職業種に応じた求人開拓等を同内容で行っており、相談員の活動差はないと考えている。 また、相談件数等に差異が生じているのは、それぞれの管轄区域の雇用情勢、雇用環境の差によるものであり、相談員の活動差によるものではないと分析している。 なお、当初の目的が達成できたことから、19年度をもって、当該補助事業を廃止した。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	プロテイン・アイランド・松山 国際シンポジウム開催負担金	経済労働部	産業創出課	18年度の決算状況は、前年度よりの繰越金555千円に対して、翌年度繰越1,158千円となっている。実行委員会規約では、単年ごとの延長で行われており、目的が達成されたときに解散することとなっている。残高が年々蓄積されるべき事業ではないので、余剰分に見合う負担金相当額については翌年度の抛出の減額により調整し、余剰残高の発生しない予算の設定をすべきである。	県の抛出額は執行状況等を勘案しながら、次年度予算において調整するように努めたい。なお、20年度から負担金を1,500千円に減額した。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	プロテイン・アイランド・松山 国際シンポジウム開催負担金	経済労働部	産業創出課	決算書には、監事の記名と押印がなされているが、責任を明確にするために自署によることとすべきである。	19年度の決算書から自署と改めた。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	プロテイン・アイランド・松山 国際シンポジウム開催負担金	経済労働部	産業創出課	監事には民間団体の長が2名となっているが、形式的な監査にならないよう、行政職員が予算に従った支出を適切に行っているかどうかについての十分な判断を期待する。	県の職員が監査に立会するなどにより帳簿等を確認を行うものとする。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県未来型知識産業創出支援事業費(アクティブ・ベンチャー)補助金 愛媛県未来型知識産業創出支援事業費(ミニ・アクティブ・ベンチャー)補助金	経済労働部	産業創出課	愛媛県アクティブ・ベンチャー支援事業費補助金交付要綱において、企業化状況報告書により補助事業により収益が生じたと認められたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする規定しているが、収益納付を求める期間については規定されていない。企業化状況報告書の提出義務を5年間としていることをもって、それ以降の収益納付を求めないとのことであるが、このままでは、開業後5年経過後に収益をあげた場合の収益納付の取扱が不明確である。 収益納付を求める期間を5年間とするのであれば、事業実施要綱においても期限を明記するなど、整合性のある規定にすべきであった。	収益納付は、補助事業者から提出された企業化状況報告書により、収益が生じたと認められたときに求めることとしていることから、収益納付を求める期間は、必然的に企業化状況報告書の提出義務期間と同じ5年間となるため、事業実施要綱にまでは期限を明記していなかったものである。 なお、後継の補助制度の実施要綱においては、収益納付の期限を明記し、整合性のある規定としている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	小規模事業指導費補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金について、県はコスト分析を行い、そのコストと事業から得られる効果を検討する必要がある。そうでなければ、本件サービス事業が必要最低限のコストで実施されているのか否かについての基本的な情報を把握し、適切な管理をすることができないからである。	当該補助金は、地域商工業者の経営の改善発達を図るため、商工会議所等の経営指導員等による巡回相談・窓口指導などの経営改善普及事業に要する経費(人件費)を中心とした団体運営の基礎的な部分を担うもので、その成果を定量的に評価することは困難であるものの、効果がないとも言えないので、地域経済の活性化を担う重要な役割を果たしていることを評価・説明できる方法等について検討したい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	小規模事業指導費補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金の支出状況とその効果をみると、支出目的の一部事業については公益上のものと認められるものがあるにしても、業務への他の民間等による参入の道も考えられなくはなく、よって全面的支援の必要性は不透明である。よって、県は早急に、商工会議所乃至は商工会が行う本件サービスの客観的な必要性を明らかにするとともに、本件小規模事業指導事業が必要最低限のコストで実施しようとする制度の根本的な改善策を検討し実施する必要がある。	商工会等は地域の商工業の総合的な改善発達等を図るため、関係法令に基づき設立された団体であり、当該補助金が元々国の補助事業であったこと、主に経営指導員等による経営指導や相談等を実施するための人件費に充てられていることや商工会等においても合併を進めそれに伴い人員削減に取り組んでいることなどの諸事情があることを勘案し、対応策について検討したい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中小企業団体中央会補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金について、県はコスト分析を行い、そのコストと事業から得られる効果を検討する必要がある。そうでなければ、本件サービス事業が必要最低限のコストで実施されているのか否かについての基本的な情報を把握し、適切な管理をすることができないからである。	当該補助金は、中小企業の組織化や中小企業団体の育成を図るため、中央会の指導員等による相談・実地指導等の中小企業連携組織推進指導事業に要する経費(人件費)を中心とした団体運営の基礎的な部分を担うもので、その成果を定量的に評価することは困難であるものの、効果がないとも言えないので、地域経済の活性化を担う重要な役割を果たしていることを評価・説明できる方法等について検討したい。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中小企業団体中央会補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金の支出状況とその効果を見ると、支出目的の一部事業については公益上のものと認められるものがあるにしても、業務への他の民間等による参入の道も考えられなくはなく、よって全面的支援の必要性は不透明である。よって、県は早急に、本件サービスの客観的必要性を明らかにするとともに、本件中小企業団体中央会事業が必要最低限のコストで実施しうるよう制度の根本的改善策を検討し実施する必要がある。	中央会は組合制度の普及発達及び中小企業全体の健全な発達を図るため、関係法令に基づき設立された団体であり、当該補助金が元々国の補助事業であったこと、主に指導員等による経営指導や相談等を実施するための人件費に充てられていることや中央会においても人員削減に取り組んでいることなどの諸事情があることを勘案し、対応策について検討したい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中小企業経営革新支援事業費補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金について、補助金額が著しく減額されている状況下においては、どれほど効果的な事業ができるのかの観点から、本件制度の意義と有効性をあらためて見直す必要がある。また、申請者の事業実施の確実性と有効性を重視するとともに、両者のバランスを追求しつつ、当該資金を必要とするやむにやまれぬ状況にある事業者に補助金を支出することができるようなシステムの構築を検討する必要がある。	類似の補助対象経費を含む「チャレンジ企業総合支援事業」の対象事業に取り組むことで、新たな事業活動を展開する企業への補助制度の一本化を図るため、当該補助事業の終期を20年度としていたが、一年前倒して、19年度をもって廃止した。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中心市街地活性化基金事業費補助金	経済労働部	経営支援課	当該補助金について、助成実績が松山に集中している結果を踏まえて、県としては、松山以外の地域においても、積極的な取り組みが展開されるよう制度の周知や助言等に努める必要がある。	従来から、(財)えひめ産業振興財団が県下の全市町に対して制度内容の周知や要望事業の調査を実施しており、助言等についても、財団と県が連携しながら機会あるごとにきめ細かく対応していたが、事業期間の終了に伴い、20年度をもって、当該補助事業を廃止した。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	小売商業支援センター事業費補助金 商店街振興組合指導事業費補助金	経済労働部	経営支援課	小売商業支援センター事業費補助金については、その具体的な経済効果は明らかではないので、追跡調査することにより補助金投下の有効性を検証するとともに、各商店街が更なるステップアップと営業拡大が継続的・発展的に達成しうるような方途のために、本件補助金が支出できるよう、補助事業のあり方とその額の適切性を検討する必要がある。 商店街振興組合指導事業費補助金については、商店街の活性化という目的は公益に資するきわめて重要なものであるから、県は、小売商業支援センター事業費補助金のあり方等とあわせて見直すことにより、より効果的効率的な商店街活性化のための補助金支出のシステムを構築する必要がある。	小売商業支援センター事業費補助金は、事業期間の終了に伴い、20年度をもって廃止した。 商店街振興組合指導事業費補助金は、21年度から一部補助率を見直したうえで、連合会による広域的活動を新たな支援メニューとして追加することとしており、一層の重点化を図ったところである。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会負担金	経済労働部	国際交流課	事業内容のうち韓国人旅行者専用無料送迎バス運行については、当該費用の支出と韓国人旅行者によって受益を主に受ける業者(例えば当該バスを利用した韓国人の宿泊先)が明らかであり、県全体の経済、観光交流に一体的に跡付けられる性質のものではない。 従って、もし、韓国人旅行者専用無料送迎バス運行を続けるなら、受益者の一定の負担を求めるべきである。	韓国人の松山・ソウル利用者については、これまで団体ツアーから少人数のツアーに移り変わっており、そのニーズも多様となっている。本県においては、無料送迎バスを松山空港から、松山市内中心部を経て、県内最大の宿泊地である道後温泉地域を終点として運行している。当バスの目的は、韓国人旅行者の視点(希望)に立って運行しているもので、結果として受益を受ける業者(旅館、ホテル、観光地)等に対して便宜を図るものではない。しかしながら、本県の厳しい財政状況の中、十分に各業者に対して、受益者負担への理解を求めていきたい。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	国際交流推進拠点整備負担金 愛媛県国際交流協会運営費補助金 愛媛県国際交流センター仮移転費補助金 愛媛県海外技術研修員交付金 県費留学生交付金 在外愛媛県人会活動費補助金	経済労働部	国際交流課	国際交流センターは愛媛県の真の国際化という重要な役割を担っているにもかかわらず、7年間もプレハブ施設に留め置かれている。器(箱)がすべてではないにしても、愛媛県はアイテム愛媛や国際線誘致等の器作りに限って多額の資金を投下するのみならず、その中身を形成する活動にこそより積極的な理解を示し、それをサポートするべきと思慮するのである。	国際交流センターの移転には、多額の財政負担が伴うことから、当面は、維持管理経費を最小限に抑えるため、現施設のリース契約の更新で対応せざるを得ないと考えている。国際交流センターは、今年で開設20周年が経過することから、運営主体である(財)愛媛県国際交流協会とも協議しながら、市町国際交流協会の育成・支援や先導的・広域的事業の拡充など、民間国際交流活動の中核的拠点としての機能を強化していきたいと考えている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	国際交流推進拠点整備負担金 愛媛県国際交流協会運営費補助金 愛媛県国際交流センター仮移転費補助金 愛媛県海外技術研修員交付金 県費留学生交付金 在外愛媛県人会活動費補助金	経済労働部	国際交流課	県が「日本の高度な技術等を習得させ、母国経済・文化発展に寄与する人材を育成し」「交流を図る」という目的、すなわち「国際化促進、目的を県の主要課題の一つに掲げるのであれば、目的を達成できるよう当該補助金のあり方を見直す必要がある。他方、当該目的が単なる標榜に過ぎないのであれば、「国際化促進」を目的とする補助金の廃止を視野にいれ再検討すべきである。	海外技術研修員受入事業については、研修員の県内滞在費を中心に少額の予算となっているが、研修員と定期的な打ち合わせや研修員受入機関との連携を密にするなどにより、限られた予算の中で出来る限り効果的な県内研修を行うよう努めて参りたいと考えている。また、愛媛県人ブラジル移住100周年に当たる本年は、現地訪問による海外技術研修員・県費留学生OBのフォローアップを行ったところであり、今後とも友好親善の架け橋となる人材の育成と相互交流の促進を図っていききたいと考えている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	経営構造対策事業推進費補助金	農林水産部	農政課	「今年度はこの金額の範囲内で事業を推進してくれというタイプの補助」の場合、補助金収入にピッタリ合わせた事業費計上の収支実績報告書を毎年作成されているが、実際の支出と計画との差のわかるものがあればわかりやすいと思う(例えば、ここで不足部分があったが、このように対応した等々)。	実際の支出と計画との差がわかる資料を既提出済であり、今後も作成させることとする。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中山間地域等直接支払交付金	農林水産部	農政課(H20～農産園芸課担い手対策推進室)	鳥獣被害に対する共同の対策、共同での農業機械購入といった動きのある集落もあるが、さらに県は、各集落の個々の農業者がより目に見える形の連携化、共同化、スピーディーな改革を推し進めるきっかけとなるよう市町と連携し、具体的な共同化、連携化の動きを確認支援し、それを他の取組み不十分な集落にも手取り足取り伝授するといったところまで踏み込んでいくべきと思う。	制度上必要とされる集落の共同取組み活動の推進については、集落到助言・指導を行なう役割を担う市町に対し、集落活動検討会や市町実施検査等の実施を通じ、活動が不十分な協定に対する指導方法を助言しているところであり、19年度の進捗状況調査結果では、ほとんどの集落で順調な活動が行なわれているところである。 制度上必要とされる活動は順調に進捗しているが、さらに、各集落が積極的に交付金を活用して、より集落の農業活動体制の整備に取組むよう、新たに20年度から地方局地域農業室と連携した助言体制を構築し、各種農業施策の啓発に努めているところである。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	中山間地域等直接支払交付金	農林水産部	農政課 (H20～農産園芸課担い手対策推進室)	昨今の任意団体における資金の不正使用等の事件に鑑み、共同取組分勘定を設けることによる不正リスクを回避するための報告制度やチェックについても積極的に関与すべきである。	集落の共同活動の会計経理については、集落に会計担当者を置き、独立した帳簿、通帳管理等により明確な会計経理が義務付けられており、集落内での監査はもちろんのこと、市町においても、毎年、全参加集落について領収書等を含めた会計チェックを実施しているところである。 現状でも二重のチェック体制を敷いているが、この体制が、効果的に機能するよう、県としても、研修会等を通じて、市町の経理指導事務の徹底を再周知するとともに、各市町に直接出向き、抽出検査により実地に経理指導を実施し、適正指導に努めたい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	農業水利施設管理支援対策事業補助金	農林水産部	農地整備課	当該事業は、農業用水の配水管理に対して補助するものではなく、生活用水、防火用水、環境用水等の地域用水機能の普及啓発活動や地域住民の自主的な活動による維持・促進、施設等の維持・保全をめぐる地域社会における支援体制を確立するための事業に対する補助である。 従って土地改良区の全体の経営成績等に合わせ、収支が賸る場合は、補助額を減少することは妥当ではないとのことであるが、補助金は税金等を原資とするものであるから、又担当者が実質的に兼務しており、会計主体が同じで懐(ふところ)が同じである以上、できるだけその支出を抑えるよう努力しなければならないのではないかと。	当該補助事業は、18年度までに全地区完了している。 なお、今後、本事業を実施するにあたっては、これまで以上に最少の経費で事業の目的を達成するよう指導することとし、支出の抑制に努めたい。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	担い手育成農地集積促進事業補助金(高生産性農業集積促進事業)	農林水産部	農地整備課	利用権設定による農業継続の場合は、契約期間が3年以上であるため、3年間の確認を確実に見届けることが必要であるとともに、当該補助金そのものの要件ではないが、その後の状況確認のフォローが何らかの形ですべきであると思われる。又、土地利用向上については、以後の年における状況確認は当該補助金そのものの要件ではないが、土地利用率が向上し補助金支出をした後において、当該土地が引き続き高い利用率を継続できているかといったことのフォローを今後検討すべきと思われる。	利用権設定による農業の継続や土地利用率については、ほ場整備事業の活性化計画で位置づけられている農業構造再編の目標年度(事業採択から10年後)まで、引き続き調査し確認することとした。 なお、本補助金は、19年度までとなっている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	農村振興対策事業補助金 愛媛県元気な地域づくり関係事業交付金	農林水産部	農地整備課	農業農村整備事業管理計画は農業農村整備事業の各事業について、あらかじめ関連施策と調整を行い、関係者間の合意形成を図った上で計画的な事業実施を図る必要があるため、市町ごとに策定し、県との協議・同意が必要であるため、県は事業申請、執行に携わっている。 しかしながら、基盤整備をした後の具体的な農業振興効果こそ大切であり、事業主体である市町任せでなく、県もこれに係わり何らかの形で検証していくべきである。	事業完了後の効果の具体的な検証は、先ず事業主体である市町が行うべきものであるが、県も当該事業の補助事業者であることを踏まえ、現在、市町との連携の下、事業効果を検証するシステムについて検討中である。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	産地ステップアップ支援事業費補助金	農林水産部	農産園芸課	<p>少人数の特定受益者に対する設備投資の補助であり、効果は非常に限定されている。また、当該補助事業の実施による事後的な評価については毎年予算編成前に産地振興方針進捗状況調査において達成状況を確認しているが、データが十分に収集できておらず、個々の受益農家についての効果測定が十分になされている段階にない。事業実施目的と必要性の判断、効果を踏まえた予算設定が適切に行われたとは考えられない。</p> <p>国の同種事業に準拠しているといえども個別性の強い補助であり、他の公益性の強い事業の予算維持のために再検討するのが望ましい事業であると思われる。</p>	事業期間の終了に伴い、20年度をもって、当該補助事業を廃止した。なお、今後必要があれば、産地振興方針の進捗状況を踏まえ、産地間競争がますます激しくなる中で産地振興を図るため公益性の高い新たな事業を検討する。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	県単独林道整備事業費補助金	農林水産部	林業政策課	<p>森林局では、18年度から、「えひめ森林そ生プロジェクト」として、造林と林道を一緒にした施策を実施しており、さらに、19年度から、本事業において、利用区域内森林面積に対する森林整備の採択基準を設けるなど、林業政策課と森林整備課が一体となって、造林と林道を包括的に考えた事業を展開しているとのことである。</p> <p>以上のような取組みは評価でき、今後、林業政策課、森林整備課がいっしょになった計画、取組をさらに展開される必要がある。</p>	<p>本事業については、19年度から利用区域内森林面積に対する森林整備の採択基準を設けて、造林と林道を包括的に考えた事業を展開しているところであり、今後とも一体的な整備を行うこととしている。</p> <p>さらに、林業政策課と森林整備課が一緒になって、20年度から森林そ生プロジェクトを本格的に展開しており、施業地の団地化の促進をはじめ、施業コストの軽減に努めるとともに、県産材の利用促進にも一層積極的に取り組むこととしている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	公共施設木材利用推進事業補助金	農林水産部	林業政策課	<p>本補助金の対象となる施設が公共施設等に限られている。(事業実施主体は市町、学校法人、社会福祉法人その他知事が認める者となっている。) 木造を普及させるのが、目的であるのならば、補助金の対象施設を拡大すべきではないか。</p>	<p>事業主体は市町に限定しているが、社会福祉施設(老人ホーム、身体障害者療護施設、児童養護施設、保育所等)など、民間が事業主体の施設についても補助対象としている。</p> <p>また、民間住宅の木造化については別途施策により取り組んでいる。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	公共施設木材利用推進事業補助金	農林水産部	林業政策課	<p>普及の効果検証として、木造施設の増加による「木材使用量」と、当該施設における「木とふれあう人数」を成果指標としているが、これは木造施設が建設されると当然の結果としてついてくるものであり、このような施設を契機としての波及効果等を建築関係者や県民へのアンケートその他によって調査するなど、何らかの対策が必要なのではないか。</p>	<p>森林環境税を活用した本事業では、「木とふれあう人数」と「木材使用量」を成果指標としているほか、本事業の普及効果によって他の公共施設や民間住宅の木造化が促進されると考えられることから「公共施設の木造化率」や「新規着工住宅の木造化率」についても県産材需要拡大の指標としている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	造林事業補助金	農林水産部	森林整備課	<p>森林の水源涵養機能、山地災害防止機能、さらには地球環境への貢献のために造林事業が必要であり、森林整備関連の各補助金は正しくこの一点にあることは理解できるが、これを本当に推し進めるならば、特に除伐・間伐材がお金にならない段階の木においては、森林所有者への負担を求める現在の補助制度では限界があるといわざるを得ず、補助率の見直し、森林所有者の負担引き下げ、といった根本的な対応が必要と思われる。</p>	<p>造林事業補助金は、国庫補助事業であることから、国に対しては、補助率の見直しを含め、森林所有者の負担引き下げにつながる改正を引き続き要望してまいりたい。</p> <p>また、19・20年度は、国が間伐費用に対して全額助成する「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」を実施、さらに21年度からも全額国費で実施できる「条件不利森林公的整備事業」が創設されるなどの措置がとられており、これら事業を有効に活用することとしている。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	団地設定支援事業費補助金	農林水産部	森林整備課	<p>森林整備に対してより多くの林家に腰を上げてもらうため、当該事業により座談会、団地設定を行っているが、そもそも団地設定は各森林組合のそもそもの目的としているところであり、このような補助金を出さずとも団地設定の必要性は十分承知していると思われる。</p> <p>むしろ難しいのは、林家に森林整備をさせる動機付けであり、このような補助金を出す実質的な効果については疑問を感じる。広い意味での森林整備事業を再検証し、補助金のあり方を検討すべきである。</p>	<p>県では、18年度から、施業地の団地化、高性能林業機械の導入によりコストの低減を図る「えひめ森林共生プロジェクト」により間伐を推進している。</p> <p>特に、団地化については、森林所有者の高齢化、不在村化の進展に伴う境界不確定地の増加や機械化装備に対する脆弱な財政基盤が大きな障害となっており、効果的な間伐を進める上で本事業は大きな役割を果たしている。</p> <p>また、本事業によって、県下に効率的な間伐が着実に増え、林家の収入増につながっていることから、引き続きこのプロジェクトを最重要課題として推進して参りたい。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	森林づくり事業費補助金	農林水産部	森林整備課	<p>この補助金に係る事前通知は林業機械を使用しているところへ通知し、機会平等を期すべきだが、森林組合、第三セクター等でない民間・施業者へはしていないとのことであるが、これは補助金としての公平性を保つためにもすべきと思われる。</p>	<p>意見等を踏まえ、森林組合、第三セクター以外の林業事業者へも周知している。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	漁業経営維持安定資金利子補給金	農林水産部	漁政課	<p>県は、再建計画を認定した中小漁業者について、金融機関からの年2回の利子補給金請求時に中小漁業者の経営状態の報告を受け、返済等の延滞が発生している場合には、その延滞額を除いた利子補給対象残額に対して利子補給を行っている。</p> <p>現在、金融機関に残っている貸付に対する利子補給は、21年度で終了するが、今後とも、金融機関と連携をとりながら中小漁業者の経営状態を把握し、適正な利子補給による再建支援を行う必要がある。</p>	<p>引き続き経営状況把握のため、出荷状況、経費等調査のため現地に赴き金融機関、中小漁業者の面談等調査を実施するなど再建支援を行った結果、資金借入者は再建計画に沿った経営の再建が進んでおり、借入金の償還についても計画どおりに行われている。</p> <p>また、20年度に新たに41名の漁業者から当該資金の申請があり、12月補正予算にて必要な予算措置を行ったところである。今後、30年度まで利子補給を行うこととなるが、資金借入者の経営状況を把握するとともに、経営再建に向けた支援に努めて参りたい。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	漁協等経営基盤強化対策利子補給金	農林水産部	漁政課	<p>漁協のために県が助成することについては、再建計画とその融資プランが、当事者としての漁協及びその系統機関がいっしょになって立てたものであること、又、県信漁連が毎年150百万円前後以上の当期剰余金を計上していること、系統組織間において密接な関係を有していることから、系統組織間で金利を減免する等の対応がなされるのが自然であると思われ、漁業関係者以外の一般の住民の税金を使う論拠に乏しいと思われる。</p> <p>又、固定化債権等の回収実績は計画に比べて進んでいないことから、今後、「増資の達成状況、欠損金・固定化債権の解消状況それぞれについて確認を行い、計画数値の乖離が縮まらない場合」補助金の打ち切り等、厳正な対処をする必要がある。</p>	<p>当該事業は、漁協合併の促進や信用事業の円滑な譲渡を図るために、必要な貸付金の利息に対して、国(現在は県へ税源移譲済)、県、市町、系統団体がそれぞれ負担することとしているものであり、17年度に国の要綱等に基づき10年間での経営改善を目指し計画を承認、実行しており、今後も引き続き達成状況の確認を続け、計画数値との乖離が縮まらない場合は補助金の打ち切り等厳正に対処していく。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	離島漁業再生支援交付金	農林水産部	漁政課	この交付金により漁業再生ができてきているものかどうかの指標としている、各漁業集落の集落人数、漁業従事者、属人漁獲量、属地漁獲量の年度ごとのデータは、この事業に合わせて効果を見るためにとったデータでなく、当初よりあるデータである。 このデータではむしろ漁業衰退が顕著な集落も見受けられるのであるから、直接、各集落の漁業者等のアンケート等又は個々に入手できるデータ等による定性面も含めた効果の測定のための努力をすべきと思われる。	20年度から関係離島全ての集落代表者等に対し、活動の実施体制や報酬、経済効果、今後の方向性などの聞き取りやアンケート調査を行い、事業効果の把握に努めている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	離島漁業再生支援交付金	農林水産部	漁政課	取組活動費用には、各取組への出席者への日当が多く含まれており、補助目的が漁業再生なのか、この共同取組に参加した人たちへの雇用機会創出なのか理解し難い。本来は無報酬で地元の漁業再生のための取組みをし、その際足りない部分を支援するというのがこの交付金のあり方であると思う。例えば、このような取組活動を中核として行う人がいないという理由でこの交付金対象となっていないところもあるが、漁業再生という目的と共同取組の因果関係に説得力がないと思われる。	本事業の目的は、離島漁業の再生を通じて水産業・漁村の持つ多面的機能の維持増進を図ることである。 国の実施要領等に基づき、中核的グループのリードのもと、関係集落では交付金の対象となる漁業再生活動に共同で取り組んでおり、活動において必要な日当等の経費は交付対象として認められている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	えひめ漁民の森づくり活動推進事業費補助金	農林水産部	漁政課	当該事業は、18年度までで廃止され、19年度より森林環境税充当事業である「えひめ漁民の森づくり実践活動事業」として3年間に渡り、漁業者を中心とする森づくり団体の組織化、その団体が行う森づくり活動の支援事業を推進している。 この補助金を目指す目的というのは、息の長い地道な努力が必要である。途中で予算がつかない等の理由で止めることがあっては、当初の計画が意味をなさなくなるので、今後も、県としてフォローアップをして、将来的には、できるだけお金をかけない形の運動の広がりまで持っていけるようにすべきである。	県主催の育林講習会を開催し、講義、実習を通じて健全な森づくり(植林、育林)の重要性について普及啓発しているほか、植林・育林活動にあたり、必要があれば地元森林組合等の林業関係者との調整や協力要請を行っている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	えひめ魚食普及推進事業費補助金	農林水産部	漁政課	この事業による効果の把握は難しく、講座参加者を対象に水産物の消費量の変化についてアンケート調査を計画しているとのことであるが、その補助がどのような効果をもたらすのか、測る指標を持ち合わせてからすべきではなからうか。例えば近海魚の愛媛県における消費量その他指標となるものをいくつか候補として上げ、成果をみていって欲しい。	19年度から受講時と受講1ヶ月後に魚食頻度のアンケート調査を実施し、魚食回数増加など効果の把握に努めている。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	広域漁港整備事業費補助金 地域水産物供給基盤整備事業費補助金 漁村総合整備事業費補助金 漁港海岸保全事業費補助金 漁港海岸環境整備事業費補助金	農林水産部	漁港課	市町営漁港事業のほとんどが、各市町が定める一般競争入札を実施する予定価格にいたらないとの理由で、指名競争入札により契約がなされ、広域漁港整備事業等の特に大規模な事業の一部で、一般競争入札が実施されているのみである。 市町の行う漁港工事においても、県が多額の補助金を出しているのだから、一般競争入札にすべきことを指導すべきである。	漁港管理者である市町長が、漁港整備事業の遂行にあたり、「指名競争入札」「一般競争入札」「随意契約」など、いずれの契約方法を選択するのかは、当該市町の会計規則等に基づく個々の判断に委ねられているため、「助言」により対応する。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	今治新都市土地区画整理事業費補助金	土木部	都市計画課	県は、施行地区内の都市計画道路の整備相当額の一部を負担しており、独立行政法人都市再生機構が施行者としてその計画遂行責任を負っているが、つくられた道路を余り車が行き来しないというようなことになってはいけなし、そのようなことにならない程度の規模になるよう大幅な見直しも含めて、この計画の進行を見ていかねばならないと思う。 県の負担部分は約1/4以下といえども、金額は総計14億円弱になるし、全体で60億円の補助になるからである。	今治新都市土地区画整理事業は、施行者である都市再生機構により、公共施設や宅地の整備が計画的に進められており、都市計画道路(幹線道路)については、現在、約3Kmが供用開始済となっている。 また、18年9月から開始した宅地の分譲も概ね順調に進んでおり、20年8月現在、第1地区では大規模商業施設(イオン株)をはじめとする9社の企業進出が決定し、うち3社が既に活動を開始しているほか、第2地区の住宅地には、55世帯・約180名が居住している。 なお、未着工の第1地区第2工区の計画住宅地についても、現在、事業計画の変更に向けた作業が進められており、変更時には、住宅の需要を勘案して適切な見直しが行なわれることとなっている。 このため、「つくられた道路をあまり車が行き来しない」という事態にはならないと考えている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	地域材利用木造住宅利子補給金	土木部	建築住宅課	この制度の利用は年間250戸までと限られているが、これは、この制度を誘導策として位置づけ、その波及効果に期待しているためである。本制度による地域材の利用拡大に係わる効果については、既存統計等の活用のみでなく、例えば県内の住宅建設業者に県産材使用のモニタリング等を定期的に行うといった波及効果を測る目安を持つべきではないか。	戸建住宅の着工状況については、建築動態統計調査による新築着工戸数や木材需給報告書による木材の利用量により引き続き定量的な把握を行うとともに、20年度から制度を利用した住宅取得者や住宅建設に携わる建設業者に対し、木造住宅利子補給制度に関するアンケート調査を行うことにより消費者の動向を把握することとしている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県電気事業会計地域還元事業助成金	公営企業管理局	総務課	本件補助金支出は、県の重要な「森林」という財産を護るために、必要不可欠なものと認めることができ、森林保護を通じての社会的な効用や環境負荷削減の効果は相当に高いものとみることができる。 したがって、森林の保護育成のために、現在の補助水準が必要十分なものであるのかか分析・検討の上、不十分であるのであれば補助の額を増額することによって、県の未来と県民の基本的人権の保護のために、より一層、森林の保護促進を図ることを検討するべきと思慮するのである。	電気事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すとともに、電気事業以外の事業(工業用水道事業、病院事業)の経営が非常に厳しく、一般会計から多額の借入を受けている状況において、これ以上、収益に直接結びつきにくい当該補助金を増額することは困難である。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	平成18年度愛媛県鬼北町病院事業基金設置事業費補助金	公営企業管理局	県立病院課	町立北宇和病院の経営は指定管理者制度に基づき、社会福祉法人旭川荘が運営しているが、県は今後もその本来的義務である政策医療の一環として、鬼北町が当該病院を安定的に運営できるよう、患者数や経営状況等の各種情報の提供を求め、県の他の病院等と比較検証しながら、適切な情報提供、助言等をするとともに、医師の確保等も含めて可能な範囲で協力する必要がある。	町立北宇和病院の患者動向については、毎月報告を受けており、また、経営状況等についても適宜把握している。今後とも安定した経営が行われるよう指定管理者、町、県の連携のもと地域に愛される病院となるようできる範囲での支援を行う。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	平成19年4月9日執行愛媛県議会議員選挙における公費負担金(燃料代)	選挙管理委員会		市町に対して指導的な役割を担うべき立場の県が事実確認に対して積極的に取組んでいないと思われるが、その論拠として本件が「負担金」であること、さらには条例、規程において、調査権限が県にはないとのことである。 それならば、条例や規程の改正があって然るべきであり、条例や規程の内容は手続きを定めたものとなっており、少なくとも「適正な報告義務とその立証責任」を定めておけば、候補者にその遵守義務が生じ、県がこれについて確認できるのではないかと。	20年3月11日、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程(6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号)を一部改正し、選挙運動用自動車の燃料代の請求内訳書に車両番号を記入する欄を設けるとともに、備考欄に公費負担の対象が選挙運動用自動車の燃料代に限る旨の記載を追加し、さらに請求書に燃料を供給した実績を証する書面の添付を義務付けることとし、同日施行した。 また、20年10月3日、公職選挙法施行規則の一部が改正され、国政選挙において、公費負担される選挙運動用自動車の燃料代について、公費の誤請求を防止する観点から、選挙運動用自動車使用証明書の様式や添付書類の見直しが行われたことに伴い、これに準じて、公費の誤請求の防止に万全を期すため、再度、上記告示を一部改正し、同年12月19日公布、施行した。 これらにより、選挙運動用自動車の燃料代の公費負担金について、燃料供給業者から適正な請求が行われるようになるとともに、県がこれを十分に確認することができるようになった。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県教職員互助会補助金	教育委員会	教育総務課	教職員といえども勤労者であり、勤労者に対する義務的な、必要な福利厚生事業というものは、雇い主である愛媛県が当然にすべきものである。しかしながら、人間ドック、身近な法律相談、各種給付金制度、各種貸付金制度は、雇い主が勤労者に対する通常必要な福利厚生事業以上のものという認識を持っており、愛媛県がそのようなことを行う互助会に対して補助金を出さず論拠としては乏しい。	19年度から互助会への補助金は支出していない。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県教職員互助会補助金	教育委員会	教育総務課	将来、今までにない福利厚生制度の構築の必要性がでてきたならば、県から直接教職員のために支出する制度を考えるべきであり、現在の互助会というものを仲介しての福利厚生制度は、その実態が互助会独自のものが、それとも愛媛県が行っているものか外から見てわかりにくい、透明性のある福利厚生制度という観点からしても互助会経由は廃止すべきと思われる。	互助会を経由して行っている福利厚生事業はない。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	幼稚園就園奨励費補助金	教育委員会	義務教育課	<p>本補助金は会計検査院の市町に対する検査があったときに県も同行して(前もって)関係帳簿等の点検、保護者の受領書を幼稚園に徴収させていることを確認する等の検証を行っており、特に問題となったケースはないとのことである。</p> <p>しかしながらこの会計検査院の検査に合わせた確認等を毎回することは別の検査、別の切り口の検査、例えば会計検査院の検査のサンプリングとは別のサンプリングをするといった検証手続きの工夫があってもよいのではないかと。</p>	<p>本事業は、市町が行う事業に対し、国、及び県が1/3補助するものであるが、県としては所期の目的を達成したことから、補助事業は20年度をもって廃止することとした。</p> <p>国は引き続き補助事業を実施するため、県がその進達・確認など事務手続きを行うこととなるが、基本的には書類審査で行うこととなる。</p> <p>会計検査院の検査など国の検査時には、受検準備として該当市町への確認検査は必要であるため、従来の方針で引き続き実施するが、他の市町についても必要に応じ検査を実施することとしている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県人権教育協議会補助金	教育委員会	人権教育課	<p>補助先の愛媛県人権教育協議会は、知事が会長を務め、県内の教育関係団体、市長会、町村会等25団体が加盟しており、それらの協力のもと県下全体に教育・啓発事業を展開しているが、民間の各種人権団体の増加もあり、同協議会に補助金を支給する限りは、今後のあり方、その効果を明確に測る努力をするなど、手法等を再検討する必要があるのではないかとと思われる。</p>	<p>愛媛県人権教育協議会(会長 教育長)に加盟する各団体の協力のもとで、県下全体に教育・啓発事業を展開していく必要があると考える。事業については、補助金が適正に執行されるよう、運営を含めた研修会の持ち方等について、きめ細かい指導を行った。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	全国人権・同和教育研究大会支援事業費	教育委員会	人権教育課	<p>各種人権に関する集会の開催もあり、この大会だけ支援するのか疑問が残る。</p>	<p>本大会は、全国35の加盟都府県が加盟している全国同和教育研究協議会が、毎年持ち回りで開催している。約20,000人が参加する唯一の全国規模の大会である。本大会は、県民の人権意識の高揚を図るまたとない機会であり、大会での研究と実践の交流をととして、本県の人権・同和教育の一層の充実を図ることができた。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	全国人権・同和教育研究大会支援事業費	教育委員会	人権教育課	<p>この事業費に対する費用対効果は、ソフト事業であるため、評価が大変難しく、参加者の声等で評価しているとのことであるが、それならば、なぜ高額な支援事業費を支出しなければならないのかの検討をもっとすべきであって、他府県と同額を支援したらよいとする認識は、住民の税金等をもって支出するのであるから疑問が残る。</p>	<p>本大会の参加者数については、近年の実績や本県への交通の便からも、大会開催府県と同規模で実施できるものである。したがって大会規模の面からも、これまでの大会開催府県と同額の補助経費を支出した。また、参加者が20,000人規模の全国大会であり、県民の人権意識の高揚はもちろんのこと、3日間の開催であり、経済効果の面においても効果があったと思われる。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	美術館展示事業費「ピカソとモディリアーニの時代展」負担金 美術館展示事業費「四大浮世絵師展」負担金	教育委員会	文化振興課	<p>実行委員会方式による事業の開催については、多くの自治体で行われているところであるが、不正資金問題を端緒に、「責任の所在があいまいな実行委員会方式については、原則廃止するとともに、同方式によらなければならない場合には、県の直接執行と同様の徹底した情報公開を実施するなど、運営を透明化」する方針を打ち出した自治体も存在する。</p> <p>実行委員会形式で事業を行うことのメリットとデメリット、同方式で開催する事業に関する文書保存のあり方、情報公開の方法及び課税関係について検討する必要がある。</p>	<p>実行委員会形式での事業実施は、県単独実施に比べ、民間の資金力や集客力、運営方法等のノウハウを利用することで、効率的でスケールの大きな企画展を開催することができるメリットがあるが、一方、構成員の合議制であるため、県の意見を全て反映させることが困難となるデメリットがある。</p> <p>実行委員会において作成した文書については、構成員全員が同じ文書を保管しており、県保存の文書については、情報公開条例に基づき情報公開に応じる体制にある。</p> <p>また、課税関係については、実行委員会の損益は構成員に直接帰属するものとして、各構成員において処理されている。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金 地域ぐるみの学校防災推進研究事業補助金	教育委員会	保健スポーツ課	当該事業について、その収入150万円に合わせて事業計画が承認を受け決定されているが、そこでの支出については支出先が多いにもかかわらず、1円まで差異のないようにきちんと支出額が決定されており、領収書等の証拠書類も完備されており、現場で当該事業を執行された人の苦勞・手間が想像できた。 今後は、このような場合にある程度の差異を認めて予算執行できるようにすると現場は楽になるのではないか。	補助事業者から提出のあった事業計画書及び予算書を国の承認を経て決定したものであり、当該事業においては、限られた予算を効果的に活用するため、経費を切り詰めながら補助事業者が計画的に予算執行した結果、最終的に支出が収入と同額となったものである。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	競技力向上対策事業費補助金	教育委員会	保健スポーツ課 国民体育大会準備室	県は、問題発覚後直ちに内容の調査を行ったが、補助認定の是非の検討のための証明等についての確認はしていても、当該補助金の受領者である各競技団体における処理状況、その活動実態等の検証はできていない。 補助金の用途を超えての任意団体の活動実態の検証は権限濫用に当たるとのことであるが、この補助金の目的は、愛媛県の選手が国体等全国大会での上位入賞を獲得すること、スポーツ選手のレベルアップにあるのであり、支出先がその目的通りの活動をし、選手を育てているか等々各競技団体の活動実態の把握はどうしても必要なのではないのか。各競技団体の実態把握のためにきうる方法を検討し、その対策をとるべきである。	19年度から、競技力向上の実態に即した補助対象経費の見直しを行うとともに、大会記録などの「事業実施」や領収書などの「支出経費」の確認書類の添付の義務付けや複数役員によるチェック体制の義務付けを求め、全競技団体を対象とした研修会を開催して、再発防止の徹底を厳しく指導している。 また、チェック体制をさらに徹底し、再発防止を図るために、20年度からは、この補助金を競技力向上対策本部(事務局:県教委)が直接執行するとともに、県教委の体育指導主事ごとに担当競技団体を決め、きめ細かい現場指導を行い、活動状況や処理状況の把握、運営管理状況の検証に努めている。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	競技力向上対策事業費補助金	教育委員会	保健スポーツ課 国民体育大会準備室	今回の問題の本質は、決められた書式、形式を整えているかどうかの検証に終始し、その実質、その事業の真の目的を意識できていないことにあるのではないかと危惧された。 各担当者の強い信念があれば、そのスポーツの選手達のスケジュールや遠征先等も知らぬ間に覚えてしまい、違えばおかしいと感じ、そして規定について、ここはこうにした方が選手達も対応しやすいと判断できれば、今回のような形での発覚以前にきちんと対応できていたはずである。 少なくとも、外部からもその実施内容がよく見える方法で、その他の事業を含めた全般業務に関するチェック体制の再点検と結果報告を行う必要がある。	19年度から、競技力向上の実態に即した補助対象経費の見直しを行うとともに、大会記録などの「事業実施」や領収書などの「支出経費」の確認書類の添付の義務付けや複数役員によるチェック体制の義務付けを求め、全競技団体を対象とした研修会を開催して、再発防止の徹底を厳しく指導している。 また、チェック体制をさらに徹底し、再発防止を図るために、20年度からは、この補助金を競技力向上対策本部(事務局:県教委)が直接執行するとともに、県教委の体育指導主事ごとに担当競技団体を決め、きめ細かい現場指導を行い、活動状況や処理状況の把握、運営管理状況の検証に努めている。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	競技力向上対策事業費補助金	教育委員会	保健スポーツ課 国民体育大会準備室	<p>今回の問題は、その必要性が十分に吟味されないまま継続して予算が組まれている状態である。実態を正確に把握しなければ、その支出の必要性の判断が適切にできるはずはない。翌年度の支出の妥当な必要額が見積もれるはずもない。</p> <p>さらに今回の事件には、縦割りの組織と予算配分システムによる弊害が如実に示されている。県の現状の組織体制には、全体の支出のバランスを適切に判断し調節できる機能が欠けているといわざるを得ない。県は、担当部門を越えた全般の事業の把握と必要性の判断が可能な人材の育成と組織体制の整備を早急に行う必要がある。</p>	<p>20年度予算執行に際し、全競技団体に対しあらかじめ(19年度末)予備調査として、計画書・予算書を提出させた。それにより、各競技団体が20年度に実施したい事業を把握した上で交付内示を行った。</p> <p>また、指導主事が現場指導の中で各競技団体の活動状況を把握し、ヒアリングを重ねることにより、さらに実態に即した強化策を模索し、より適正な予算を編成することとしている。</p>
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県警察職員互助会補助金	警察本部	会計課	<p>警察職員といえども勤労者であり、勤労者に対する義務的な、必要な福利厚生事業というものは、雇い主である愛媛県が当然にすべきものである。しかしながら、身近な法律相談、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)、リフレッシュ助成事業、割引利用施設紹介事業、地域社会奉仕活動助成、生涯設計支援事業、各種給付金制度、各種貸付金制度は、雇い主が勤労者に対する通常必要な福利厚生事業以上のものという認識を持っており、愛媛県がそのようなことを行う互助会に対して補助金を出す論拠としては乏しい。</p>	19年度から、互助会への補助金は支出していない。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県警察職員互助会補助金	警察本部	会計課	<p>将来、今までにない福利厚生制度の構築の必要性がでてきたならば、愛媛県から直接警察職員のために支出する制度を考えるべきであり、現在の互助会というものを仲介しての福利厚生制度は、その実態が互助会独自のものか、それとも愛媛県が行っているものか外から見てわかりにくい、透明性のある福利厚生制度という観点からしても互助会経由は廃止すべきと思われる。</p>	互助会を経由して行っている福利厚生事業はない。
H19	意見	愛媛県の執行した補助金等について	財団法人愛媛県警察職員互助会補助金	警察本部	会計課	<p>警察活動振興事業及び殉職殉難遺族援護事業については、他の保健事業、福利厚生事業と区別して判断すべきであり、その趣旨、実績、内容を再確認した上でより高い公益性を判断できるものであるならば、休止、廃止は問題がある。補助率も含めてその支出判断をすべきである。</p> <p>言い換えれば、互助会というものを經由するのではなく、新たな事業を設けて補助金の支出をすべきではないか。</p>	警察活動振興事業及び殉職殉難遺族援護事業についても、他の保健事業、福利厚生事業と同じく、公益性及び真に警察活動として必要な経費かどうかを判断したうえで補助金を休止したものである。